

令和6年5月号掲載

男女共同参画社会をつくる ～男女共同参画に関するQ&A～

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部を改正する法律が、令和6年4月1日に施行されました。今回の主な改正内容の一つとして、「保護命令制度の拡充」が示されました。

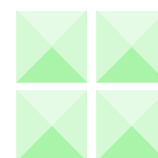
Q107 保護命令制度って何ですか？

A107 保護命令制度とは、配偶者からの暴力の被害者（以下「被害者」という。）からの申立てにより、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。

「配偶者」には、法律婚の相手方、事実婚の相手方、生活の本拠を共にする交際相手が該当します。

相手配偶者が保護命令に違反すると刑罰が科されます。改正法により、保護命令に違反した者に対する罰則が、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」から、「2年以下の拘禁刑(※)又は200万円以下の罰金」へと加重されます。

※2025年5月31日までは「懲役」。刑法等の改正に伴い、2025年6月から「拘禁刑」。



●保護命令の種類（図1参照）

保護命令の主な種類は、被害者の身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいを禁止する命令（被害者への接近禁止命令）と被害者とともに住む住居からの退去、住居付近のはいかいを禁止する命令（退去等命令）です。

これらのほか、被害者が自ら加害者に会いに行かざるを得ない状況にならないよう、被害者への接近禁止命令に加え、被害者への電話等禁止命令、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令を併せて発令することができます。

今回の改正により、被害者への電話等禁止命令の対象行為に、①緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、②緊急時以外の深夜早朝のSNS等の送信、③性的羞恥心を害する電磁的記録等の送信、④GPSを用いた位置情報の無承諾取得が追加されました。

さらに、子への接近禁止命令とあわせて、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子への電話等禁止命令が創設されました。その対象行為は、①行動監視の告知等、②著しく粗野乱暴な言動、③無言電話、緊急時以外の連続した電話、文書送付、FAX・メール・SNS等の送信、④緊急時以外の深夜早朝の電話、FAX送信、⑤汚物等の送付等、⑥名誉や性的羞恥心を害する告知等、⑦GPSを用いた位置情報の無承諾取得となります。

被害者への接近禁止命令の有効期間は、これまで6か月とされていましたが、改正法により、1年に伸長されます。

また、退去等命令の期間については、原則は2か月であるところ、改正法により、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、被害者からの申立てにより6か月とする特例が新設されます。

(図 1)



②保護命令の要件 (図 2 参照)

保護命令のうち接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者は、これまでは、「身体に対する暴力を受けた者」と「生命又は身体に対する脅迫を受けた者」でした。つまり、実際に殴る、蹴るなどの暴力を受けた者か、「殺すぞ」などといった生命・身体に対する害悪の告知による脅迫を受けた者に限定されていました。



配偶者からの暴力は、加害者が自己への従属を強いるために用いることが指摘されています。このような配偶者からの暴力の特殊性に鑑み、害悪を告知することにより畏怖させる行為について広く対象にする必要があることから、今回の改正では、「自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者」についても、接近禁止命令等の申立ての対象とされました。

このうち、「自由」については、身体・行動の自由、謝罪に関する意思の自由、職業選択の自由、性的自由などが対象となり得ます。具体的な言動が接近禁止命令等の対象となる「脅迫」に該当するか否かは、個別の事案における証拠に基づいて、裁判所が判断することになりますが、例えば、外出しようとする^{と怒鳴る}（自由に対する脅迫）、性的な画像をネットに拡散するなどと告げる（名誉に対する脅迫）、キャッシュカードなどを取り上げるなどと告げる（財産に対する脅迫）ことなどが対象となり得ると考えられます。これらのほか、個別具体的な状況により、生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨の告知と認められるものは、「脅迫」に該当し得ます。

また、接近禁止命令等の発令要件も変わります。これまでは、更なる身体に対する暴力等により「生命・身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいとき」であったところ、「身体」が「心身」に改められます。つまり、心（精神）に重大な危害を受けるおそれ大きいときも接近禁止命令等の対象となることとされます。

ここで、「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことで、精神への重大な危害としては、うつ病、PTSD、適応障害、不安障害、身体化障害が考えられ、配偶者からの身体に対する暴力又は脅迫を受けたこと



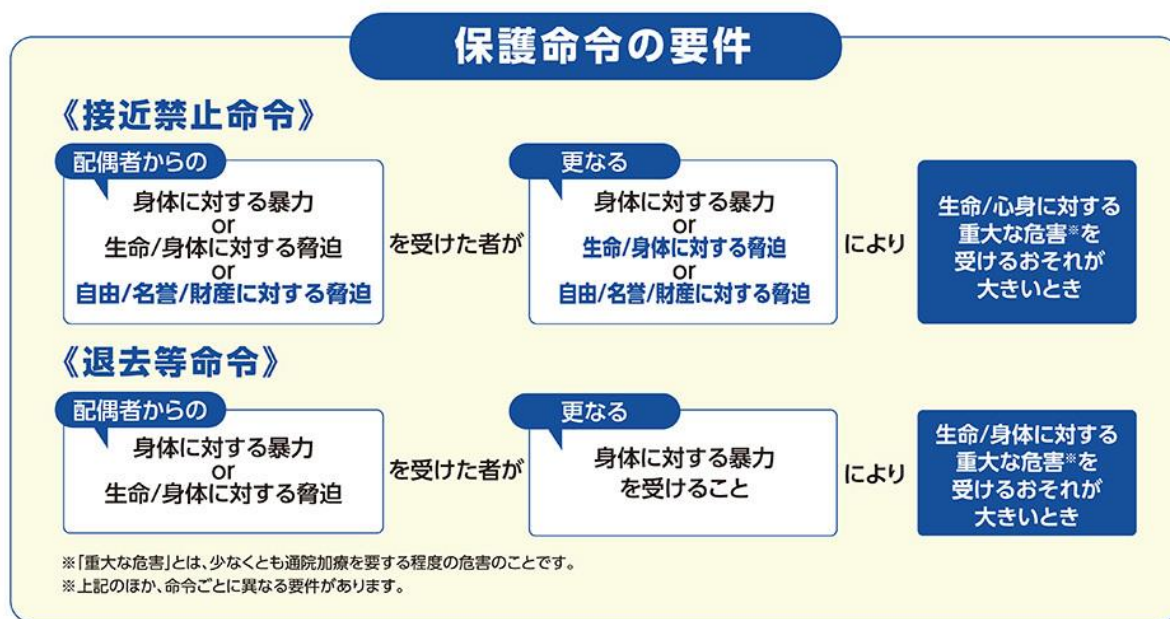
により、これらのうつ病等の通院加療を要する症状が出ており、配偶者からの更なる身体に対する暴力又は脅迫を受けるおそれがある場合には、基本的に「重大な危害を受けるおそれ大きい」と評価し得るものと考えられます。

(迅速な裁判の観点から、上述の「うつ病等の通院加療を要する症状が出て」という事実を立証するため、申立ての際に、医師の診断書の添付が必要となります。)

なお、退去等命令については、申立てをすることができる被害者の範囲及び要件は、これまでと変わりありません。

保護命令の申立ての対象となる被害者は、性別を問いませんので、男性の被害者も申立てをすることができます。また、同性カップル間の暴力についても、保護命令の対象となった例があります。

(図 2)





配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、男性の被害者や同性カップルの DV も顕在化していますが、配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、被害者の救済が必ずしも十分にはおこなわれてはいません。この様な保護命令により、被害者が守られることで、尊厳をもって生きられる社会が実現できると考えます。

今後とも、配偶者の暴力の根絶に向けて、社会全体で取り組んで行くことが求められます。

出所 内閣府男女共同参画局 3、4月号

